

弁理士試験の充実について

I. 検討の背景

知的財産に関する人材は、弁理士、企業や大学等の知的財産担当者、知的財産に関する事務を扱う弁護士など多様である。このうち弁理士は、特許庁等に対する手続の代理等を業務として独占的に行うことが認められている資格者であり、弁理士試験では当該業務に関係する特許法等の法律科目が必須科目とされている。また、弁理士には、その業務の性質上、特許法等の法律の知識のみでなく、技術、ビジネス、語学等、様々な知識及び経験が求められ、特に近年は外国の実務等に関する知識等も求められている。

このため、弁理士になるためのキャリアパスは、企業の技術開発部門等を経験した後に資格を取るパターンや、若いうちに資格を取って実務等について経験を積むパターンなど、多様であって良いのではないかとの指摘がある。

弁理士として求められる多様な知識及び実務能力を、試験又は研修においてどのように考查し、また、向上を図るべきかについては、平成 18 年度の産業構造審議会弁理士制度小委員会においても議論された。その際、試験において実務能力を測るべきという指摘もあったが、実務能力の考查が筆記試験になじまないことなどを理由として、実務能力については研修において向上を図ることとされ、現行の試験制度¹及び義務研修制度²が整えられている。

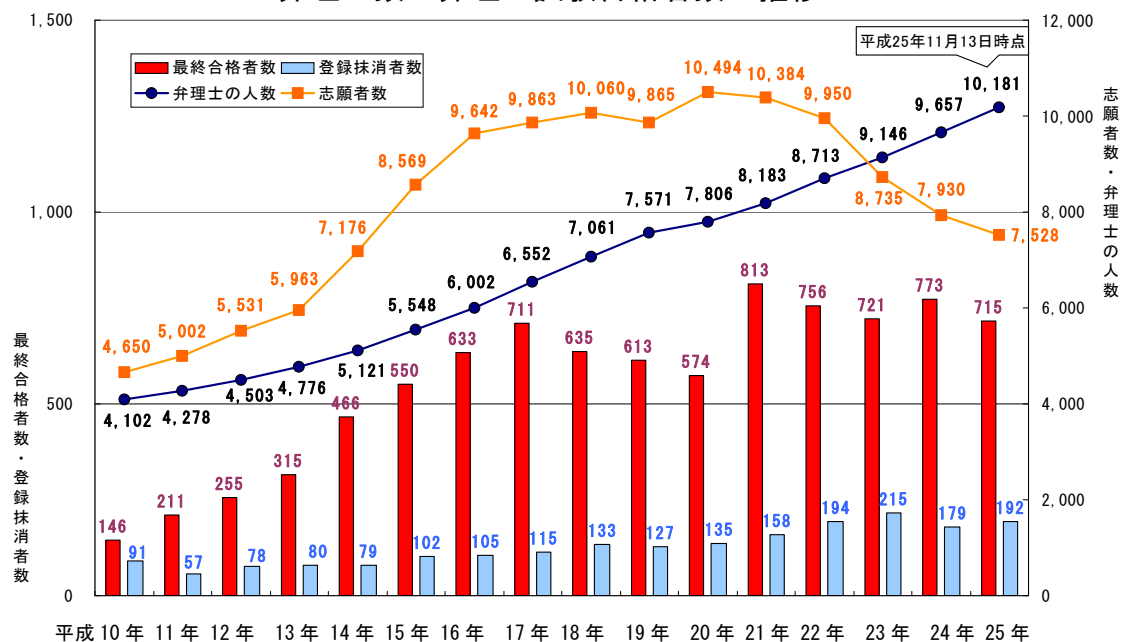
1. 試験の現状（受験者、合格者の動向）

弁理士試験は、多様な人材の参入を促し受験者数の拡大を図るため、平成 12 年及び平成 19 年の弁理士法改正によって試験の簡素・合理化、一部免除制度の導入等を行ってきた。平成 12 年法改正に基づく弁理士試験（以下「新試験」という。）は、平成 14 年度から実施され、受験志願者数は平成 14 年度の 7,176 名から平成 20 年度の 10,494 名をピークにして平成 25 年度には 7,528 名に、合格者数は平成 14 年度の 466 名から平成 21 年度の 813 名をピークにして平成 25 年度には 715 名になっている。その間、会社員の弁理士試験合格者数は増加し、弁理士として登録している者のうち企業内弁理士（インハウス）は現在約 2,000 人に増加した。また、他資格保持者の参入も増加し、近年では毎年一定程度の参入が続いている。

¹ 試験制度に関する改正の概要については各論に分けて後述する。

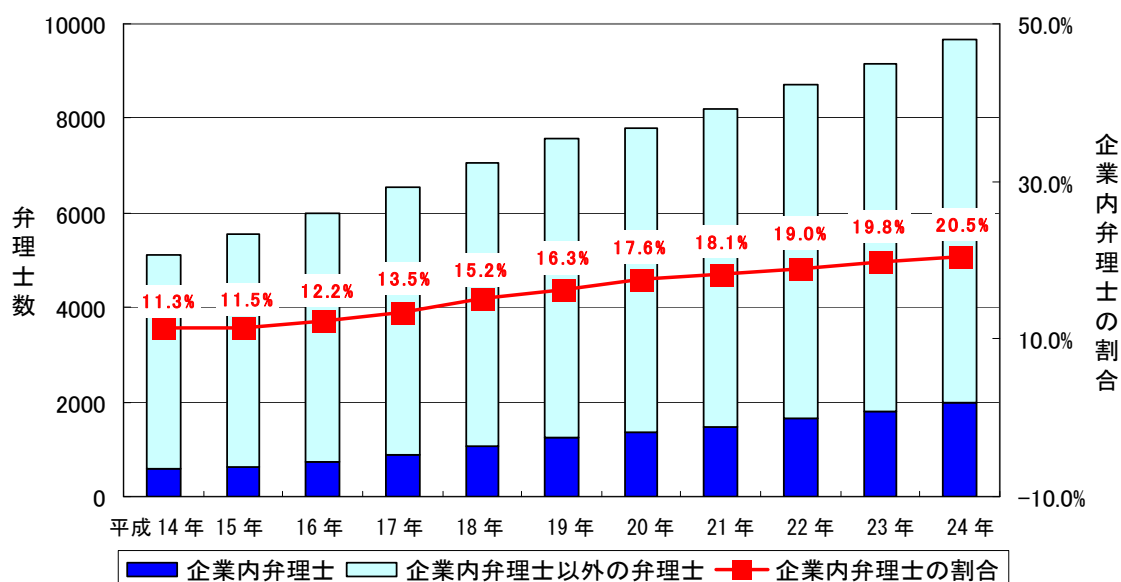
² 平成 19 年の弁理士法改正において、弁理士登録前に、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させる研修を導入するとともに（実務修習制度、弁理士法第 2 章の 2）、最新の法令や技術動向等についての研修の定期的受講を義務化している（継続研修制度、第 31 条の 2）。

弁理士数・弁理士試験合格者数の推移

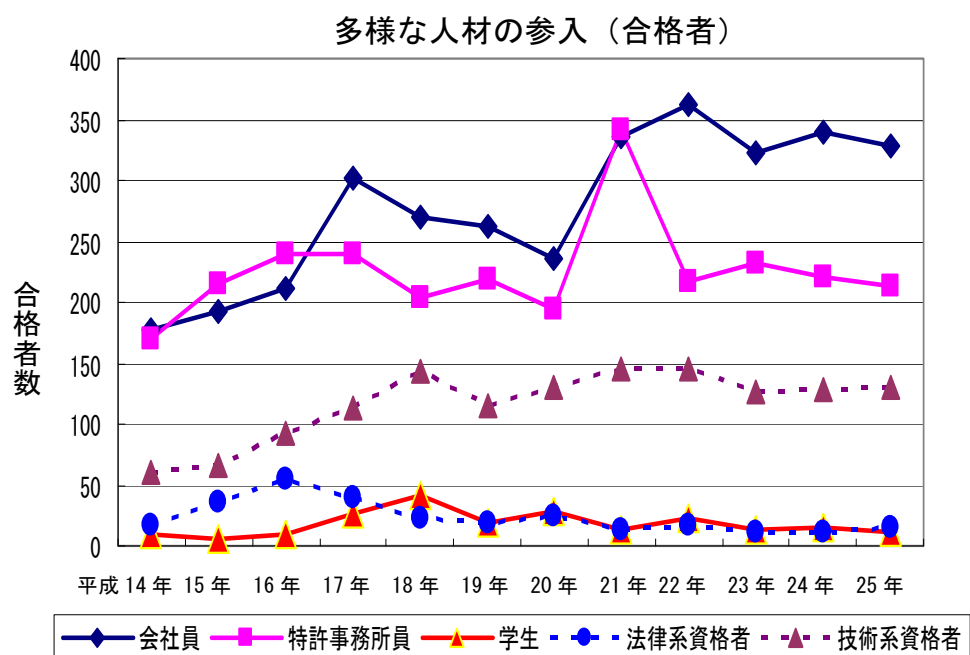


(出典) 特許行政年次報告書、日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

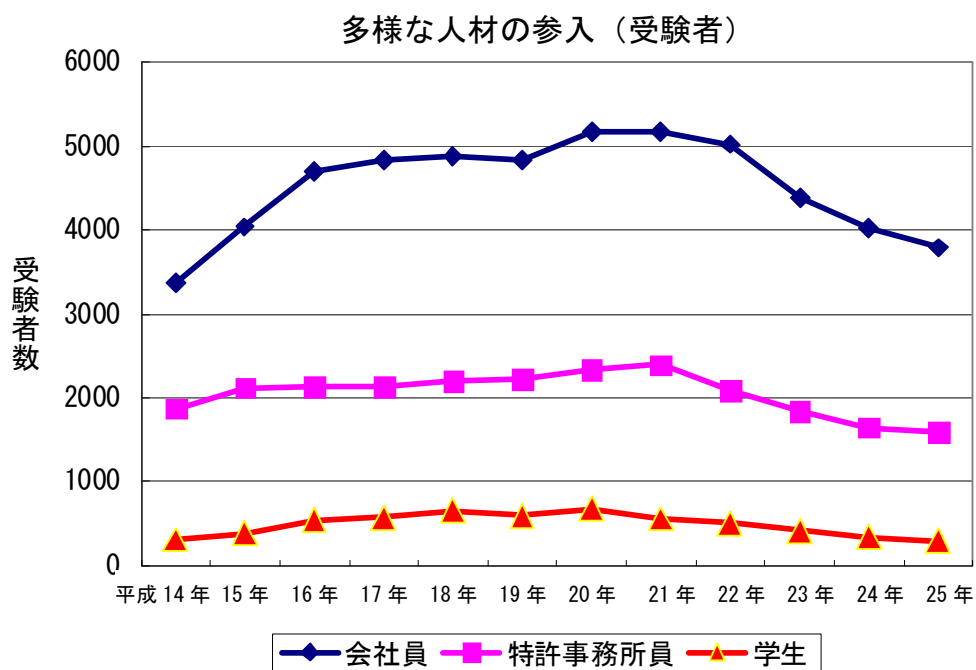
企業内弁理士（インハウス）の推移



(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成



（出典）事務局調べ



（出典）事務局調べ

試験制度の改正により、多様な人材の参入が進んできたが、学生や 20 歳代の若い人材の参入は進んでいない。司法試験、公認会計士試験と比較しても、弁理士試験については、合格者平均年齢が高く、学生の割合が低い。

合格者についての他士業比較

	弁理士試験	司法試験	公認会計士試験
合格者職業等内訳 (H25)	会社員 45.9%、特許事務所 29.8%、無職 10.9%、公務員 6.4%、学生 1.7%、自営業 1.4%、法律事務所 1.1%、教員 0.4%	非公表	学生 76.3%、社会人 4.6%
合格者平均年齢 (H25)	38.9 歳	28.4 歳	26.2 歳
平均受験回数 (H25)	4.80 回	1 回目 1198 人 2 回目 524 人 3 回目 327 人	非公表

これは、弁理士資格が、産業財産権法という法律分野を出題範囲とする資格ながら、特許出願業務には技術的知識が必要とされることなどから、受験者の約 8 割を理工系出身者が占め、大学・大学院在学中に資格取得を目指すよりも、企業の知財部門や研究開発部門で勤務した後、業務上の必要性等の理由により、産業財産権法を習得しつつ資格取得を目指すケースが多いためであると推察される。

弁理士と同様の傾向を示す資格として、税理士（合格者は多い順に、36-40 歳、41 歳以上、31-35 歳。25 歳以下の合格者は 7%弱に過ぎない。）、中小企業診断士（30-39 歳、40-49 歳、20-29 歳の順。）、不動産鑑定士（合格者平均年齢 34.6 歳）等がある。

弁理士試験合格者の平均年齢・平均受験回数

↓ 新試験

↓ 平成 19 年改正

	平成 12 年度	平成 14 年度	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合格者平均年齢	データなし※1	34.0 歳	34.1 歳	36.7 歳	38.9 歳
平均受験回数	5.45 回 ※2	3.62 回	3.14 回	4.13 回	4.80 回

※1：合格者は多い順に 30 代（47.1%）、20 代（29.8%）、40 代（16.9%）、50 代（6.2%）となっている。

※2：平成 12 年度の平均受験回数は合格者ではなく、口述試験受験者の数字。なお、270 名の口述試験受験者のうち 255 名が最終合格している。

（出典）事務局調べ

一方、上表のとおり、新試験導入により、合格までの平均受験回数が減り、合格者平均年齢が下がったことから（平成 12 年度と平成 14 年度の比較）、試験を合理化・簡素化した平成 12 年の試験制度改革については、一定の効果を認めることができる。しかしながら、平成 19 年に免除制度を拡充した後は、受験回数は増える傾向にあり、それにつれて合格者の平均年齢も上昇傾向にある。この点を捉えて、試験免除制度は受験者の負担を増加させているという指摘もあるものの、これは、むしろ同一年度に全ての試験に合格する必要がなくなったことから、初年度に短答式筆記試験、次年度以降に論文式筆記試験というように段階的に合格していく者が増えたためと推察される。

2. 合格者の資質に対する評価

(1) 平成 12 年法改正に対する 5 年後見直し時（平成 18 年）の評価

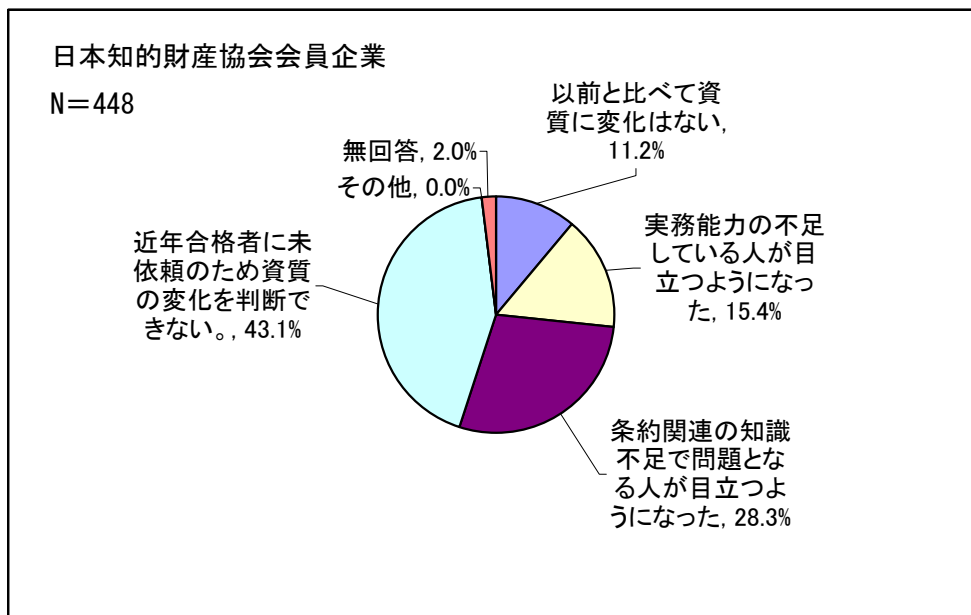
合格者の資質について、平成 18 年度の産業構造審議会弁理士制度小委員会において

- 実務能力が不足している
- 条約に関する知識が不足している

との指摘があった。

この点に関し、試験において実務能力を測るべきという意見や、条約について旧試験と同様に論文必須科目とすべきという意見があったが、短答式筆記試験における条約の正答率に有意な減少傾向が見られなかったことから条約の知識不足が検証できないこと、実務能力の考査が筆記試験になじまないこと等を理由として、両者を試験科目に追加、復活させることは見送られた。

近年(平成14年頃以降)における弁理士試験合格者数の増加に伴い、質的充実が伴っていないのではないかという意見がありますがどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選び、番号に○を付けてください。



(出典) 今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書(平成18年知的財産研究所) p92

一方、実務能力については、弁理士試験合格者を対象とした実務修習において習得させることとし、平成19年法改正で実務修習制度が導入された。また、条約については、工業所有権法令に係る論文式筆記試験の中で、関連した条約の規定についても出題することが、省令改正により明確化された(平成19年)。

これにより、パリ条約の優先権等が、特許法と関係する範囲において、論文式筆記試験の特許法の問題として出題されることが明確となった。

(2) 平成19年法改正に対する現在の評価

平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究(一般財団法人知的財産研究所)(以下「平成24年調査」という。)において、日本知的財産協会会員企業、中小企業及び弁理士に対して行ったアンケート調査によれば、新規合格者について、日本知的財産協会会員企業の回答の4割は能力の変化はないとしており、能力の低下を感じるとしたのは2割弱である。そのうち、条約に関し、能力が低下しているとしたのは1割強(全体の2%弱)に止まっている。

他方、能力の低下は実務能力について指摘する声が比較的大きいことから、新規合格者に対する実務能力向上策を一層充実させることが考えられる。

問15-1 平成20年以降に試験合格し、弁理士登録した弁理士の能力についてどのように思われますか。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを1つ選んでください。

	件数	割合
1 以前と比べて能力が向上していると感じる	7	6.9%
2 以前と比べて能力に変化はない	43	42.6%
3 以前と比べて能力が低下していると感じる	17	16.8%
4 その他	9	8.9%
5 わからない	25	24.8%
無回答	0	0.0%
回答者数	101	100.0%

「3. 以前と比べて能力が低下していると感じる」→(2)どのような面でそう感じますか。1つ選び、番号に○を付けてください。

	件数	割合
21 実務能力(明細書の作成能力等)	13	76.5%
22 工業所有権に関する法令の知識や理解	3	17.6%
23 工業所有権に関する条約の知識や理解	2	11.8%
24 工業所有権に関する法令・条約以外の法令・条約の知識や理解	0	0.0%
25 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	17	100.0%

(出典) 平成 24 年調査 p44

3. 弁理士に求められる資質

弁理士に求められる資質として、平成 24 年調査によれば、

- ① 企業活動の国際化への対応
- ② 外国語文献読解力
- ③ 外国法令の知識・理解力
- ④ 実務技能

等が特に指摘されており、試験制度により①～④を、研修制度により①④を担保することが期待されている。①については試験、研修双方による担保が期待されているが、①を試験により担保するとは、すなわち②③を試験によって担保すべきものと捉えられていると考えられる。また、④についても、試験、研修双方による担保が期待されているが、上述のとおり、実務能力を筆記試験で考査することには一定の限界があることから、平成 19 年法改正において、弁理士登録前及び登録後の研修を義務化したところである。

問10企 試験制度の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番
問8弁 号に○を付けてください。

		知財協		中小企業		弁理士	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	見直す必要はない	101	23.7%	22	17.9%	152	5.8%
2	企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	171	40.1%	36	29.3%	967	36.7%
3	技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理に対応できる人材の参入を促す方向性で見直すべき	71	16.7%	32	26.0%	472	17.9%
4	他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材の参入を促す方向性で見直すべき	41	9.6%	13	10.6%	104	3.9%
5	若者の参入を促す方向性で見直すべき	5	1.2%	4	3.3%	146	5.5%
6	理工系人材の参入を促す方向性で見直すべき	42	9.9%	23	18.7%	486	18.4%
7	法文系人材の参入を促す方向性で見直すべき	8	1.9%	0	0.0%	56	2.1%
8	実務経験者の参入を促す方向性で見直すべき	185	43.4%	41	33.3%	764	29.0%
9	特定の分野の知識や理解に特に優れた人材の参入を促す方向性で見直すべき	46	10.8%	28	22.8%	191	7.2%
10	合格者数を少なくする方向性で見直すべき	47	11.0%	4	3.3%	1572	59.6%
11	合格者数を多くする方向性で見直すべき	20	4.7%	5	4.1%	28	1.1%
12	その他	14	3.3%	13	10.6%	169	6.4%
13	わからない	0	0.0%	0	0.0%	115	4.4%
無回答		5	1.2%	5	4.1%	16	0.6%
回答者数		426		123		2637	

問11企 前問で選択肢2～12を選ばれた方にお聞きします。試験制度を具体的にどう見直せば良いとお考えですか。下記選択
問9弁 肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業		弁理士	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う	73	30.8%	25	33.3%	458	29.3%
2	工業所有権に関する外国の法令(米国特許法等)の知識や理解力を問う	111	46.8%	33	44.0%	564	36.1%
3	工業所有権に関する条約単独(TRIPS協定、パリ条約、PCT等)の論述力を問う	64	27.0%	11	14.7%	1049	67.2%
4	基準点未満の科目が1つでもあれば不合格とする(科目別足切りの導入)	29	12.2%	1	1.3%	744	47.7%
5	理工系の受験者に対して法律(民法、民訴法等)の基本的な知識や理解力を問う	46	19.4%	19	25.3%	472	30.2%
6	法文系の受験者に対して技術(力学、情報工学等)の基本的な知識や理解力を問う	42	17.7%	10	13.3%	552	35.4%
7	出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う	205	86.5%	52	69.3%	971	62.2%
8	科目数を削減することなどによって効率的に試験を運営する	25	10.5%	8	10.7%	45	2.9%
9	その他	29	12.2%	13	17.3%	251	16.1%
無回答		7	3.0%	6	8.0%	33	2.1%
回答者数		237		75		1561	

(出典) 平成 24 年調査 p36

問17企 研修制度(実務修習、継続研修)の見直しについてお聞きします。下記選択肢の中から最も当てはまると思われるもの
問13弁 を3つ以内で選び、番号に○を付けてください。

		知財協		中小企業		弁理士	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
1	見直す必要はない	65	15.3%	6	4.9%	337	12.8%
2	企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき	146	34.3%	29	23.6%	917	34.8%
3	発明等の発掘から活用まで一貫した知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	65	15.3%	18	14.6%	575	21.8%
4	技術・デザイン・ブランド等を含めた総合的な知財管理への対応ができる人材を育成する方向性で見直すべき	51	12.0%	17	13.8%	445	16.9%
5	他の公的資格、職種経験等を有する多様な人材を育成する方向性で見直すべき	12	2.8%	4	3.3%	53	2.0%
6	理工系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	29	6.8%	11	8.9%	242	9.2%
7	法文系の知識や理解に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	8	1.9%	1	0.8%	66	2.5%
8	実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	133	31.2%	28	22.8%	927	35.2%
9	特定の分野の知識や理解に特に優れた人材を育成する方向性で見直すべき	32	7.5%	9	7.3%	185	7.0%
10	研修を厳格化し、弁理士、弁理士制度に対するユーザの信頼感を高める方向性で見直すべき	48	11.3%	11	8.9%	507	19.2%
11	弁理士の自己研鑽に委ねる方向性で見直すべき	37	8.7%	6	4.9%	550	20.9%
12	その他	13	3.1%	4	3.3%	129	4.9%
13	わからない	79	18.5%	56	45.5%	120	4.6%
無回答		2	0.5%	1	0.8%	13	0.5%
回答者数		426		123		2,637	

(出典) 平成 24 年調査 p37

Ⅱ. 各論

1. 条約について

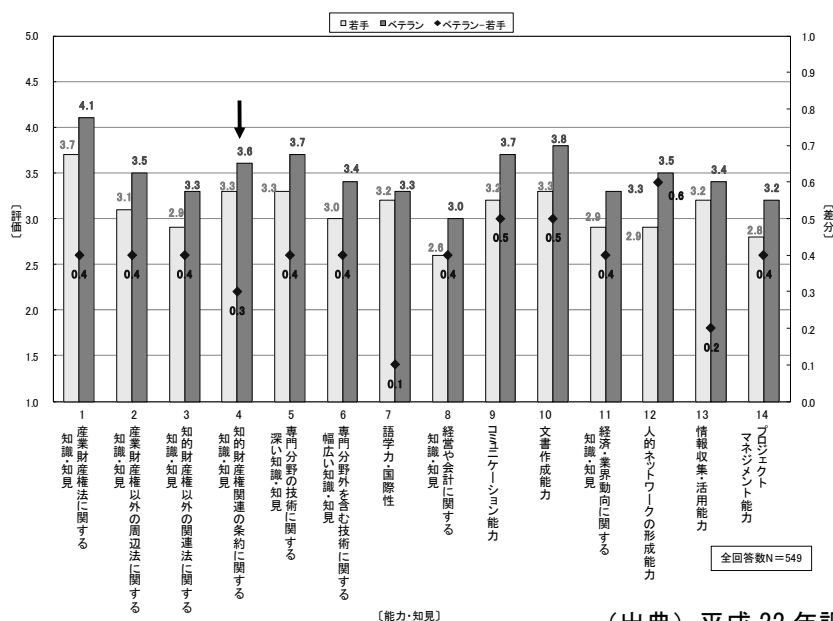
(1) 現状の分析

現行の試験制度において、条約は、短答式筆記試験において出題されているが、論文式筆記試験必須科目では単独の科目とされていない。これは、平成 12 年法改正においてそれまで行われた条約科目について、(i)若く有為な人材の参入を促進するため、試験の簡素合理化を図ることとし、条約については、短答式において単独で考査し論文式においては工業所有権法令の範囲内で考査する、(ii)論文式においては、条約単独の解釈等を問うよりも工業所有権法令の範囲内で考査する方がより適当である、とされたためである。

新試験における弁理士試験合格者に対する条約に関する知識・能力について、平成 24 年調査における企業向けのアンケート結果では、前述のとおり、特に能力不足は指摘されていない。

同様のことは、平成 22 年度特許庁産業財産権問題調査研究報告書「今後の弁理士の育成のあり方に関する調査研究報告書」(NRI サイバーパテント株式会社) (以下「平成 22 年調査」という。)におけるアンケート調査結果からも伺える。同調査によれば、弁理士の条約に関する知識・知見に対するユーザー評価は、例えば、論文式筆記試験が行われている産業財産権法に関する知識・知見と比較しても、30 代以下の若手弁理士の能力が 40 代以上のベテラン弁理士と比べて特に低いという状況にはないと言える。

弁理士の能力に対するユーザー評価若手弁理士とベテラン弁理士



(出典) 平成 22 年調査 p32

※若手：年齢30代以下、ベテラン：年齢40代以上（外見の印象を含む）

(2) 問題の所在

ア. 短答式筆記試験について

短答式筆記試験では、特許・実用新案 20 問、意匠 10 問、商標 10 問、条約 10 問、著作権及び不正競争防止法 10 問（計 60 問）が出題されている。

短答式筆記試験は、全科目の総合点で合否が判定されることから、科目単位で弁理士の業務に必要な知識レベルを問う形となっておらず、結果、条約の知識が不足しているのではないかとの指摘がある。

また、経済社会のグローバル化を受け、企業の国際競争力強化を知的財産の側面から支える弁理士には、より一層の条約に関する知識が求められているとの指摘がある。

イ. 論文式筆記試験について

条約が論文式筆記試験必須科目であった最後の 5 年間の出題傾向を見ると、全 10 問中、パリ条約が 4 問（優先権が 3 問、出願の分割が 1 問）、PCT が 4 問（国際調査機関 2 問、翻訳文の提出 1 問、受理官庁の業務 1 問）、TRIPs（優先権）1 問、その他 1 問であった。

一方、条約に規定された事項のうち、弁理士が業務として行う事項については、対応する国内法で担保されている（例えば、出題数の多いパリ条約の優先権については特許法第 43 条に、PCT の国内段階については特許法第 184 条の 3 以降に、国際段階については特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律にそれぞれ規定されている。）ことから、(ii) の整理には合理性があると考えられる。

他方、経済社会のグローバル化を受け、より一層の条約に関する知識が求められているとの指摘がある点は短答式試験と同様である。

(3) 対応の方向性

ア. 短答式筆記試験について

条約の重要性が増している現在の状況においては、その基礎的知識を確認するため、科目別合格基準の導入、問題数の増加、出題内容・方式の変更等の必要な措置について検討することが必要ではないか。

イ. 論文式筆記試験について

国際出願の重要性の高まりを受け、平成 19 年には、工業所有権法令の範囲内で条約について問うことが弁理士法施行規則において明確化されている。これは、特に論文式筆記試験に関し (i) の点を明確化したものであり、その結果、現在でも条約に関する問題は特許法等、各法令において多数出題されている。

こうして法令と条約を関連付けて出題することにより、条約単独で出題

するよりも複合的・総合的な出題が可能となり、より深く受験者の能力を
考查することができると考えられる。

したがって、論文式筆記試験における単独の科目として導入するよりも、
現行の出題の枠組みを維持することが適当ではないか。その一方で、条約
の重要性の高まりを受け、工業所有権法令の枠内で、条約についてこれま
で以上の頻度で出題（例えば毎年）されることを受験案内等において明確
に打ち出すことなどを検討してはどうか。

2. 外国語文献の読解力について

(1) 問題の所在

外国語については、特許事務所が対応できる能力を有することは必要であ
るが、それは優秀なスタッフがいれば足り、弁理士はそれをハンドリングす
る能力が求められるのであって、外国語能力そのものが全ての弁理士に一律
に求められるものではないという指摘や、語学力は外国代理人とのやりとり
で培われるという指摘がある。また、外国語は単なるツールに過ぎず、弁理
士の専権業務とは直接の関係がないため、選択科目として導入すべきではな
いといった指摘もある。

(2) 対応の方向性

これらの指摘等や、他士業法において、外国語を試験科目に加えているも
のではないことを踏まえれば、弁理士試験において外国語を課することなく、外
国語は個々の自己研鑽により習得すべきものとして検討することが必要では
ないか。

3. 外国の法令について

(1) 問題の所在

外国関連業務を扱う機会が飛躍的に増加した現在の弁理士にとって、外国
の法令に関する資質の向上が強く求められている。例えば「米国の付与後異
義と欧州の異議申立の共通点及び相違点を述べよ。」、「我が国における進歩性
の判断と米国における非自明性の判断について述べよ。」というような試験問
題の重要性は非常に高いと考えられる。

しかしながら、外国法に関する知識は弁理士の本来の業務に含まれるもの
ではなく、出題対象となる国の数だけ法令があることから出題範囲が広範囲
に過ぎ、受験者に過度なハードルを課すこととなるため、必須科目とするこ

とは妥当ではなく、同様の理由で選択科目として導入したとしても、受験科目に選択されないおそれがある。また、知的財産に関する外国法令に精通した者自体がそもそも少ない現状においては、特定の国の法令に限定して出題するとしても外国法令に関する正しい知識に基づいた出題をするためには広範囲の調査が必要であるところ、外国法に関する専門的知識を有する専門家は極めて少数であり、試験委員を確保することが難しい等、試験実施側が円滑に試験を運用することも困難であると考えられる。

(2) 対応の方向性

以上を踏まえ、現状においては、外国の法令に関する資質の向上は、引き続き研修により担保することを検討することが必要ではないか。

なお、外国法に関する日本弁理士会の研修において受講者数が多いのは、順に、米国特許実務、米国特許法改正、中国商標法、米国裁判実務、韓国知財侵害対策、中国専利法、ASEAN 特許制度、欧州特許制度である。

4. 論文式筆記試験選択科目について

(1) 問題の所在

論文式筆記試験選択科目は、技術又は工業所有権に関する法令以外の法律に関し、受験者の論理構成力についての素養を考査している。なお、平成 12 年法改正時には、論文式筆記試験選択科目で考査する内容以上に実務で求められる多様な知識等は、資格取得後の研修等によって習得できるとされた。

論文式筆記試験選択科目は現在、35 の選択問題に細分化されているが、受験者がいない選択問題や受験者が極めて少数の選択問題がある。この点、仮に選択問題の集約を図って共通する基本的な事項を出題することとしても、受験者の論理構成力についての素養を考査するという意味において、受験者に与える影響は小さいという指摘がある。

(2) 対応の方向性

選択問題の数が多い場合、各選択問題の難易度を揃えて試験の公平さを担保することは難しくなる。他方、選択問題を集約することは問題間の公平さを増加させることができる。したがって、選択問題の集約を図ることについて検討することが必要ではないか。

具体的にどのように集約するかについては、受験者に与える影響が大きくなりすぎないことなどに配慮しつつ、試験を実施する工業所有権審議会において詳細な検討が必要であると考えられる。

5. 口述試験について

(1) 問題の所在

昨今、中小企業等に対するコンサルティング業務等が求められているため、口述試験においてコミュニケーション能力、品位等を考査すべきであるとの指摘がある。

他方、口述試験は、全受験者を同一の時刻、試験官、問題で考査することが不可能であるという点で、公平性に関する大きな問題があるとの指摘がある。特に近年の口述試験の受験者数は 800 人を超え、試験期間は 5、6 日間に及び、不合格者も多数になり、不公平感の増大が懸念されている。

また、司法試験でも口述試験が廃止されるなど、口述試験の意義にも疑問があるとの指摘や、多数の受験者を多数の試験官で公平に考査することは困難であるとの指摘がある。公平な試験の実施には、筆記試験のように回答が明確な内容で考査を行う必要がある。また、結果として近年の筆記試験の得点と口述試験の合格率には高い相関がみられる³。このようなことから、口述試験自体の必要性についても検討が必要との指摘もある。

一方で、短答式筆記試験、論文式筆記試験に免除制度が導入されている現状においては、仮に口述試験を廃止すると、最終合格年度は論文式選択科目だけに合格すればよいという状況も発生し得るため、最終合格年度に工業所有権の関する法令の知識を最終考査する手段として、口述試験を存置すべきとの指摘もある。

このような指摘を踏まえ、平成 25 年 1 月の工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会において口述試験をより適正に実施するための検討が行われ、平成 25 年度試験から、短答式筆記試験の合格基準⁴について、従来の「60%」を「65%」に引き上げ、また、「口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること」とされ、さらに、論文式筆記試験必須科目の合格基準⁵についても「口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること」とされている。その結果、平成 25 年度の口述試験は不合格者数が平成 24 年度よりも大きく減った（平成 24 年度 415 名→平成 25 年度 151 名）。この運用改正によって不公平感が解消されつつあるという意見もある。

³ 近年、口述試験の合格率と論文式必須科目の総得点との相関係数は 0.84～0.92 である（平成 24 年調査 p49）。

⁴ 満点に対して 65%の得点を基準として、論文式筆記試験及び口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。（工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会「試験の具体的実施方法について」平成 25 年 1 月 16 日改正）

⁵ 標準偏差による調整後の各科目の得点の平均（配点比率を勘案して計算）が、54 点を基準として口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が相当と認めた得点以上であること。ただし、47 点未満の得点の科目が一つもないこと。（同上）

(2) 対応の方向性

多様な業務を行う資格者になるための入口の試験において、コミュニケーション能力、品位等に関する合格基準を適切に定め、客観的・画一的に考查することは困難であると考えられる。よって、口述試験の公平性を懸念する指摘がある現状においては、更に客観的・画一的な考查が困難であるコミュニケーション能力、品位等を考查することは適当でないと考えられる。

一方、工業所有権法令の知識を最終考查する手段として口述試験を引き続き実施する場合には、まずは今年度の試験から着手している運用改正（筆記試験の合格基準の見直し、口述試験の実施方法の見直し）を進めることを始めとして、取り得る対応について検討する必要があるのではないかと考えられる。

なお、他士業における口述試験の状況については、以下のとおり。

- ・司法試験、公認会計士試験、税理士試験、行政書士試験：口述試験なし
- ・司法書士試験、土地家屋調査士試験：口述試験あり。

6. 試験の一部免除制度について

(1) 問題の所在

平成 12 年法改正（平成 14 年 1 月 1 日施行）では、受験者層の拡大を通じて弁理士の参入障壁の軽減を図るため、修士・博士論文審査合格者その他の公的資格者等に対して論文式選択科目の免除を導入した。また、平成 19 年法改正（平成 20 年 1 月 1 日施行）では、知的財産に関する知識等を専門的に学んだ有能な人材の弁理士分野への参入を促進し、また、受験者の負担軽減の観点から、知的財産に関して専門的に学んだ大学院修了者と、弁理士試験の一部科目の既合格者に対する試験科目の一部免除を導入した。

これに対して、試験の一部免除制度については、不公平であるとの指摘や、量的拡大という所期の目的は達成され、資質向上に転換すべき時期に来ていることから、免除を廃止すべきとの指摘がある。

(2) 対応の方向性

免除制度については、多様な人材の参入を促し受験者数の拡大を図るという導入趣旨等に鑑み、現時点ではそれぞれ以下の点に留意し、引き続き、制度の運用状況の把握、取り分け制度が志願者に与える影響について検討することが必要ではないかと考えられる。

ア. 法 11 条 1 号 短答式筆記試験合格～2 年以内の短答式筆記試験免除

同免除制度は平成 19 年法改正で、受験者の負担を軽減するために、公認会計士試験に倣って導入された。平成 19 年改正法の施行後、最終合格率は

上昇しており（平成 20 年 5.9%→平成 25 年 10.5%）受験者の負担は軽減されていると考えられる。

その一方、口述試験の不合格率が上昇（平成 20 年 13.3%→平成 25 年 18.3%）し、真に短答式及び論文式筆記試験の合格レベルに達している者のみが受験できる制度となっていないのではないか、また、制度改正が頻繁にある状況を踏まえれば最新の改正法の知識を考査すべきではないかとの指摘がある。

しかし、同免除制度を利用していない者の口述不合格率も上昇しており、口述不合格率の上昇は同免除制度の影響ではないと考えられる。

また、最新の改正法の知識は論文式筆記試験、口述試験及び実務修習でも問え、継続研修でも必須科目になるので、同免除制度の存在に関わらず別途考査可能である。

なお、5.（1）で示したとおり、口述不合格率の上昇については、工業所有権審議会において筆記試験の合格基準の見直しによって対応することが決定・公表されており、平成 25 年度試験からその基準を上げるなどの対策がとられている。

イ. 法 11 条 2 号 論文式必須科目合格～2 年以内の論文式必須科目

同免除制度も平成 19 年法改正で、受験者の負担を軽減するために、公認会計士試験に倣って導入された。上述したとおり、平成 19 年改正法の施行後、最終合格率は上昇しており受験者の負担は軽減されていると考えられる。

上述と同様、近年、同免除制度を利用していない者の口述不合格率も上昇しており、口述不合格率の上昇は同免除制度の影響ではないと考えられる。

ウ. 法 11 条 3 号 論文式選択科目合格～翌年以降の論文式選択科目

同免除制度も平成 19 年法改正で、既に他資格保有者に対して永続的な免除が認められていたことに鑑み、受験者の負担を軽減するために導入された。上述したとおり、平成 19 年法の施行後、最終合格率は上昇しており受験者の負担は軽減されていると考えられる。

その一方、一度の合格で永久に免除されるため、最終合格時に選択科目を合格するだけの力が維持されていることの担保がないとの指摘がある。

しかしながら、弁理士が、工業所有権法以外の特定の専門分野について実務上求められる知識は多様・高度であり、その知識は実務や研修における自己研鑽で身に付けるしかないと考えられる。そのため、特定の専門分野の知識を問う論文式選択科目は、その分野の素養を確認できる程度で行えば良いと考えられ、素養の確認であれば同科目を一度の合格で永続的に免除することも特段の問題はないと考えられる。

エ. 法 11 条 4 号 大学院課程（知財科目）修了～2 年以内の短答式筆記試験

同免除制度は平成 19 年法改正によって、知的財産について専門的に学習した若い人材の参入を促す目的で導入されたものである。また、知的財産に関する人材の養成を目指して設立された専門職大学の活動を後押しする側面があるとの指摘がある。

同免除制度は平成 21 年度～25 年度の 5 回の試験で適用されたのみであり、その効果については、引き続き状況を見つつ分析していく必要があるのではないかと考えられる。

なお、修了者の能力が不十分な大学院を免除制度の対象外とすることは個別に対応すべき運用上の問題であり、同免除制度全体を廃止する理由にはならないと考えられる。

オ. 法 11 条 6 号 修士・博士号学位取得者、専門職大学院修了者、他資格保有者等～翌年以降の論文式選択科目

同免除制度は平成 12 年法改正によって、受験者層の拡大を通じて弁理士の量的拡大を図る目的で導入された。

これにより、他資格保有者の参入も増加している（平成 14 年 78 人→平成 25 年 147 人）。

受験者が他資格を保有していることをもって、弁理士としての専門的知識を有しているか否かは、確認することができないとの指摘があるが、上述したとおり、論文式選択科目では特定の専門分野に関する論理構成力についての素養を確認できる程度で行えばよく、他資格試験等であってもその確認ができたなら、弁理士試験で再確認する必要はないのではないかと考えられる。